

「大津市緑の基本計画審議会」の会議結果（令和7年2月17日）

- | | | |
|----|------|------------------------------|
| 1. | 開催日時 | 令和7年2月17日曜日
午後2時から3時30分まで |
| 2. | 開催場所 | 市役所本館4階第3委員会室 |
| 3. | 出席者 | 12人 委 員 6人（欠席0人）
事務局 6人 |
| 4. | 議 事 | 第4次大津市緑の基本計画中間見直しの素案について |

5. 會議概要

・議事

第1回大津市緑の基本計画審議会の振り返り及び中間見直し素案の概要について

①第1回審議会の振り返り、基本方針に基づく施策の中間見直し素案について
事務局より説明

(委員)

新名神高速道路の建設に伴い森林に影響があるのは田上、上田上だけでなく、大石地区も同様である。大石地区についても新名神の影響があることを記載していただきたい。また、事業者との連携も検討していただきたい。

(事務局)

新名神高速道路の件について、大石地区についても記載するとともに、事業者との連携も検討していく。

(委員)

緑の基本計画では取り組みに具体的な事業が記載されている。当計画は実行計画ではなく、基本計画という位置づけである。

都市緑地法の運用指針において、個別具体的な事業を記載するものではないと定められており、事業を記載した場合その進捗管理が必要とも考えられる。記載内容について今後検討していただきたい。

(事務局)

計画策定時の考え方として、基本計画は施策の方向性を示すものであり、取り組みの中に実際の事業例をいくつか記載している。今回の中間見直しにおいては、取り組みの方向性を社会情勢の変化に合わせて見直すとともに、事業例も更新を図っていく。

委員お述べのとおり、当計画は実行計画ではなく、あくまで基本計画として位置づけていきたいと考えており、この考えを基に中間見直しに取り組んでいく。

(委 員)

前提として今回の中間見直しにおいて取り組んでいただきたいものではないが、本来基本計画とはあくまで大きな方針を示すものであり、そこから派生した行動計画やアクションプランにおいて、いつまでに何をどこまで実施するのかという事業の進め方や、その進捗確認について定めるものであり、それらを数年ごとに見直していくものと考えている。

今後の改定において、基本計画自体をどう捉えていくかということも念頭に置いていただきたい。

(委 員)

休耕田について、福井では違う作物を作っている事例があった。大津市でもそのような取り組みをとりいれていただきたい。

(事務局)

委員お述べの取り組みについて、関係課に共有する。

(委 員)

地域の高齢化が進み、住居の庭にある樹木について、管理ができていないところがある。このような問題について、何か対策はないのか。

(事務局)

空き家の隣の家に樹木が越境しているという通報が多くあるが、市としては、所有者に連絡をし、適正な管理をお願いしている。

(委 員)

空き家の緑の管理は対策が困難である一方、非常に重要な問題と考えられる。このような問題はどの地域においても生じているものである。これまで緑の量を増やすことを目的としていたが、空き家が増えたことに対する対策は今の世相を反映する上でも重要なことかと考えられるので、基本方針3の市民活動の観点などにおいて、対策の記載を検討していただきたい。

(事務局)

空き家も含めて、民有地の景観保全は今後非常に重要になってくると考えられるため、基本方針3において具体的なことを検討できればと考えている。例えば、施策2)の住宅地や中高層建築物、工場などの敷地内緑化の推進では、これまでは緑化を推進し、増やしていくことを規定していたが、今ある緑をどのように維持していくのかということは、自然緑地だけではなく、住宅地でも生じる問題かと考えられるので、次回の審議会に向け検討する。

(委 員)

人口動態の観点からもこの問題は重要と考えられる。今後長期的に人口が減少し、高齢化が進んでいく中で、隣地の木が越境するなどの問題が生じてくる。個人の所有地での対策は困難であるが、空き家対策特別措置法が改正されるなど、計画策定時から変化しており、社会福祉や高齢者福祉、地域づくりなどとも関連させて検討していただきたい。

(委 員)

自宅近辺の田んぼが宅地となっており、敷地ぎりぎりまで家が建てられている。これでは住宅地における緑化が困難と考えられるが、何か対策はないのか。

(事務局)

各個人の家における緑の確保について、地区計画というものがあり、その中で地域の緑化に関する取り組みを規定することは可能である。

しかし、当計画は土地の所有者の了解を得て作る必要があるため、市としてはできるだけそのような施策の周知を図り、緑を増やしていくことが必要であると考えている。

(委 員)

緑の概念について、以前と比較すると変化している。緑について、子どもなどが学ぶ機会がもっとあればいい。そのような施策について、市でも検討していただきたい。

(委 員)

オーストラリアでは個人所有の庭木であっても切れないという決まりがある。現有する植物について、公共のものであるという考え方である。個人所有の敷地内の植物であるから、個人の好きにしていっていいというものではないということが法律化されている。

日本においてもそのような変化が必要であると考えられる。民有地、工場の緑についても半ば公共の部分があるのであれば、必要に応じて適正に維持管理をしなければならない。このことは個人の責任だけではなく、公共性の強いものについては補助を出すことも必要になってくる。

(事務局)

44年前びわこ国体が開催された際は、おもてなしのためプランターの設置などをしていた。これをきっかけの一つとして、現在も愛護会の方が引き続き管理している。今回の基本計画においても、愛護会の件について記載しており、引き続き支援拡大し、今年開催予定の国スポの機運醸成を図っていききたい。

(委 員)

今いただいた意見について、見直し素案の施策2)に当たると考えられる。こちらに掲載されている写真について、緑化協定が締結されたことで緑が増えたという事例と考えられるが、見方によっては成長しすぎて手入れが大変そうなどのマイナスイメージを抱かせてしまうかもしれないので、理想とする形をイメージスケッチのようなもので、模式的にわかりやすく示していただくことを検討いただきたい。

(委 員)

街並み景観というキーワードについて、もう少しクローズアップさせてもいい。

ただし、強制力はないので、そういう方針があるということで十分である。樹木と草本では全く管理の考え方が変わる。プランターは比較的簡単であるが、樹木は成長すると個人の手には負えなくなる。樹木は伐採し、新たに植え替えていき、全体として同じような景観を維持していく必要がある。そのような仕組みを街中でもある程度再現できるよう、住民にも理解をいただくという意味も含めて教育プログラム、支援プログラムのようなものを取り入れることを検討していただきたい。

(委 員)

基本方針3に記載されている緑の情報提供に関する支援と関連付けて、もう少し踏み込んだ記述を加えることや、ガイドブックやマニュアル等があるのであれば、そのような事例を紹介すること等について検討していただければと考える。

(事務局)

記載内容について、検討する。

(委 員)

基本方針2の施策1) 取り組み①の事業例について、都市公園の適切な配置・見直しとなっているが、配置を考え直すことは不可能だと考える。配置という文言について、見直す必要がある。

(事務局)

こちらの記載内容を見直しさせていただく。

(委 員)

素案の基本方針3の取り組み①に記載されているおおつ花を活かしたまちづくり事業の推進について、取り組み③にも同様の事業が記載されている。同じものを載せる必要はないと考える。

(事務局)

市民に施策に基づく事業としてどのようなものを実施しているのかについて、イメージしていただくため重複して記載している。

(委員)

基本方針1の取り組み③について、湖岸緑地の連続性という表現があるが、これでは緑の部分が連続しているという印象を受ける。表現について工夫をしていただきたい。人工物が無いという意味なのであれば、その辺りについて補足をしていただきたい。

(委員)

ここで言う「緑地」は法律上定義されているものであり、緑の草木が生えている場所という意味ではないと思われる。その辺りについて分かりやすく表現すればよいのではないか。

②地域別計画の素案について

事務局より説明

(委員)

北部について、琵琶湖岸の景観を保全するとあるが、近江舞子の浜崖が問題となっている。その対策としてどのようなものがあるのか。

(事務局)

浜崖について、琵琶湖岸の保全は滋賀県が所管の事業であり、滋賀県において対策を実施している。

(委員)

滋賀県の淡海の川づくり検討委員会においても、近江舞子の浜辺の保全について検討しているが、非常に難しいのは、本来この浜の土砂は荒れている比良山系から出てくるものである。そのため、比良山系の保全が進んだことから浜が痩せてしまうというのが一番の原因である。

この問題については総合的に考える必要があり、県も対策について検討しているということを補足させていただく。

(委員)

大戸川や新名神高速道路の件は南部と東部地域にまたがったものであるが、見直しの記載内容について、南部地域と東部地域で差を感じるので、共通する課題については記載内容を検討していただきたい。

(事務局)

東部と南部にまたがる新名神の件や、大戸川については、お互いの表現の整合をとるよう、見直しをさせていただきたい。

(委 員)

鹿の数がとても増えている。鹿が増えると獣害による新名神建設地の緑化への影響があり、その対策も必要と考えられる。

(委 員)

和邇地域の事例として、鹿だけでなくイノシシや猿も増えている。子どもへの被害を心配している。

(事務局)

関連する農林水産部局の対策を聞きながら、盛り込める部分は盛り込んでいきたい。

(委 員)

基本方針2について、都市公園などのマネジメントの強化と多機能としているが、都市公園へのイメージが強すぎる。都市公園を前面に出す必要はないと考える。

(委 員)

施策の中身としては公園に限ったものではないが、一般の市民からの印象としては公園の施策と感ずる場合もある。行政としてどうしても実行可能な範囲で記載内容を検討するため、このような表現となることは理解できる。

(委 員)

都市という文言について、郊外在住の方からすると中心市街地における取り組みと感ずる。そこについて配慮した表現がよいのではないかと感ずる。

(委 員)

グリーンインフラについて、大戸川の流域治水について具体的な記載がある。もちろん水系を意識して検討しなければならないものであるが、個人の庭における貯水など、そういった視点もある。15年の長期的な計画なので、大戸川に限らずグリーンインフラについて意識するということを宣言し、少しずつでも取り組んでいただけると嬉しい。

(委 員)

流域治水に関連して、都市化が進行すると必然的に蒸発散が減少し、河川への負荷がかかる。そのため、流域治水の一段階前の総合治水では調整池を作るなどで対応をしていたが、それだけではなく個人の敷地においても、木や草があるだけで河川への流入時間が遅くなり、蒸発量も増える。

適正に管理された緑地が増えることは、流域全体で治水に寄与できることとなる。まちづくりにおいて、地域の特性に応じた緑の管理の仕方は必要であり、地域ごとの特性に応じた内容が計画に記載されていることが望ましいと考えている。

(委 員)

地域別の見直し案について、基本方針２では、突然都市公園という表現がくるが、内容としては都市公園に限ったものではない。

基本方針１が緑の骨格の保全であり、骨格をなす要素の一つが都市公園であるというのが各委員の意見であると考えられるので、次回改定においては、基本方針２について、都市公園とは別の表現を検討していただきたい。

(事務局)

基本方針２について、都市公園に限らず緑地となるところを管理していくという考えであるので、例えば、公園・緑地など幅広くとれる表現にすることを検討していきたい。

(事務局)

基本方針について、地域ごとの個別のものではなく、全体の部分において規定されているものである。こちらを変更するとなると全体の文言を修正することになる。計画の立てつけとして、全体的な方針というものを作成した上で、方針を書き、地域別に落としていくというところで、方針の文言は全て統一をしている。

地域ごとに方針を変更することは困難と考えているが、中身が都市公園に限ったことではないことを踏まえ、変更する方がいいのか、改めて意見を伺いたい。

(委 員)

基本方針２の冒頭の部分について、緑の公園の管理と多機能化等、表現を工夫していただくことを検討していただきたい。

(委 員)

基本方針２について、大きく捉えれば、身近な緑の手入れであると考えられる。

その中に都市公園のマネジメントがあるが、それ以外に空き地、空き家や農地、森林の管理の問題もある。このような中で、都市公園という文言を文頭におくのが適正かどうかについて、検討をいただきたい。

・その他

- ・審議会終了後、委員より素案について質問等があった場合、事務局に報告いただく。報告内容について、事務局より委員全員に共有する。
- ・今回指摘があった内容を踏まえ、素案について修正したものを共有する。
- ・次回審議会の日程：令和７年５月２０日午前１０時より開催。